

296-1016
平成30年4月10日

関係各位
(県内の本店・支店・営業所の代表者様)

宮崎県物品管理調達課長
(公印省略)

宮崎県電子調達システム（物品）の利用拡大について（通知）

宮崎県が行う物品調達の随意契約案件については、宮崎地区の業者を対象に、物品管理調達課と県警本部において既に電子調達システム（物品）を導入しているところです。

このたび、宮崎地区以外の各県税総務事務所及び西臼杵支庁が行う物品調達についても、下記のとおり電子調達システム（物品）を導入することとしました。

なお、1年間は試行期間として、従来どおり紙による見積も行います。

また、利用開始にあたっての説明会や操作研修は、平成30年7月頃を予定しておりますが、詳細な日程等につきましては、後日改めてご案内いたします。（宮崎市・綾町・国富町は説明会の対象外となります）

記

1 利用開始時期

平成30年10月

2 対象所属

- ・日南県税・総務事務所（総務商工センター）
- ・都城県税・総務事務所（総務商工センター）
- ・小林県税・総務事務所（総務事務センター）
- ・高鍋県税・総務事務所（総務事務センター）
- ・日向県税・総務事務所（総務事務センター）
- ・延岡県税・総務事務所（総務商工センター）
- ・西臼杵支庁（総務課）

※各調達機関においては、原則、管内の業者を対象として発注しております。

3 利用拡大の概要

裏面のとおり

(問い合わせ先)

物品調達担当：黒岩、嶋田、石黒

電 話：0985-26-7208（直通）

F A X：0985-26-7537

E-mail：buppinkanri@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県電子調達システム(物品)の利用拡大について(概要)**1. 電子調達システム(物品)とは**

物品調達を行う際の「見積書の提出依頼」「見積書の提出」及び「発注依頼」などの一連の手続きを、インターネットを介して電子的に行うシステムです。

本県では、平成24年10月より宮崎地区の業者を対象に、物品管理調達課と県警本部が購入する物品を対象として運用しております。

平成30年10月からは、宮崎地区以外の地域でも、利用拡大を図ることとしました。

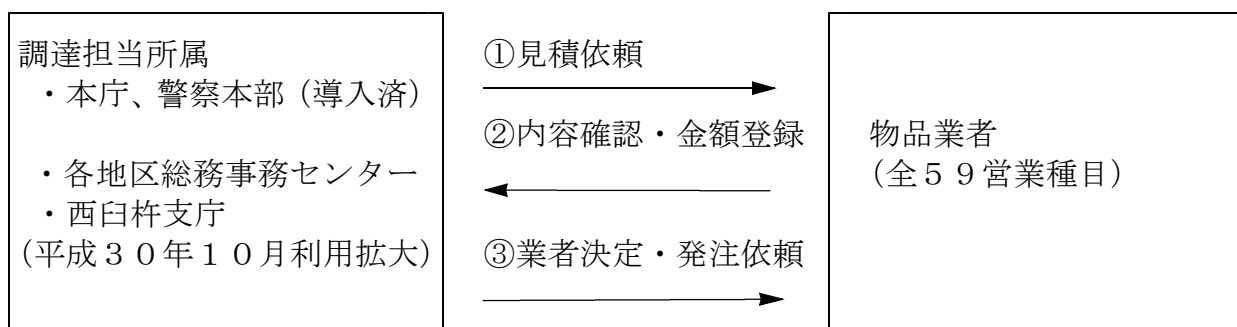
2. 電子調達システム(物品)による調達を開始する所属

- (1) 各地区(宮崎地区以外)の総務事務(商工)センター
- (2) 西臼杵支庁総務課

3. 電子調達システム(物品)導入後のイメージ

※①から③の手続き全てをインターネット上で行います。

※請求書・納品書も電子調達システム(物品)から出力できます。

<電子調達システム(物品)>**4. 導入の対象****対象案件**

- ・ 予定価格160万円以下の物品
- ・ 予定価格250万円以下の印刷物

※入札案件については、電子調達システム(物品)の対象ではありません。従来どおり紙により行います。

※委託契約やリース契約も、電子調達システム(物品)の対象ではありません。

対象事業者

- ・ 県内に本店又は支店・営業所を有し、宮崎県の競争入札参加資格者名簿に、物品に関する業種で登録している事業者。

※役務のみの登録事業者は除きます。